

巻頭言

## 分断と社会的排除のない社会の実現に向けて 「分断と排除」社会への抗い

下村 幸仁（山梨県立大学教授/協同総研理事）

私たちのこの国は、いくつもの分断された社会のなかに在る。それは資本家をはじめとする富裕階層と窮乏化が進む労働者階層との間であり、正規雇用の労働者と非正規雇用の労働者との間である。また、男性社会のなかで生きる女性と男性との間にも存在する。そして、労働能力が脆弱であると見なされてきた障がいのある人や病弱な人と現在、健康でいられる人の間でも分断は生じる。さらには、年金で生活する高齢者と将来に希望のもてない若者の間や、生活保護を利用する人と納税する一般国民の間といったように対立が煽られているように分断が見て取れる。

この分断は、一般企業や行政などに雇われて稼働能力を十分に発揮することができるかどうかで線引きされている。私たちは搾取システムのなかに身を置くことで、間接的にその装置に組み込まれ、知らないうちに分断に加担することになるから厄介である。そして、大学時代に講義を受けた差別における三者関係と酷似していることを思い出した。つまり、A(差別者)はB(同調者)に見下しの押しつけを行うこと

で同化し、C(被差別者)に対して見下しという差別(見なし差別)を行うことになる。そうすると【AとB】は、Cとの間で分断を謀ることとなる。

### 共生社会と社会的排除

2016年7月、国・厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を推進すると打ち出した。「福祉分野において「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し助け合いながら暮らせるようにする」としている。そのために、地域に顕在する高齢者介護・障がい者・児童といった問題に対して、住民が主体的に地域課題を把握・解決するために、従来の縦割りから包括的に支援できるように横のつながりを強化しようとするものである。

ここだけ見ると、地域福祉の推進が進んでいて望ましいことのように思える。ではなぜ今、「共生社会」の推進を国が旗振りするのかである。この基底にあるのは、「社会保障制度改革国

民会議報告書」(2013)で示された介護領域における「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」や福祉領域における「全世代対応型の社会保障への転換」に隠れている国民負担(消費税率10%)を前提とした全世代対応型社会保障(2018)である。そして、保険主義の強化による社会福祉制度からの対象者外しや、生存権を保障している生活保護の最低生活費基準の引下げ、公的年金額の引下げなどが行われるなかで生活の不安定化は進み社会的排除は深化している。

### 生活困窮者自立支援制度の申し子としてのワーカーズコープ

協同労働の協同組合原則の原則には、前述の懸念を払拭するであろう地域と仕事おこしに関して以下のように規定している。

第1原則では、(1)生活と地域の必要性と困難、課題を見出し、人と地域に役立つ仕事をおこします。(3)仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさと幸せの実現をめざします。第2原則(3)では、お互いを尊重し、一人ひとりの生活と人生を受け止め合える関係をつくります。第3原則(2)では社会連帯経営を掲げ、①組合員と利用者・地域の人びとが、地域づくりの主体者としての連帯性を強め、仕事をおこし

ます。②地域全体を視野に入れ、全ての世代を結んで地域づくりのネットワークを広げます。③当事者・市民主体の豊かな公共をめざし、自治体・行政との協同の関係を築きます。第5原則(2)では、だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展させます。

これは生活困窮者自立支援制度(2015年)が導入されるずっと以前から実践されているものであり、日本における協同労働の歴史を踏まえた宝であると言っても過言ではない。

したがって私は、ワーカーズコープのことを「生活困窮者自立支援制度の申し子」と称している。政府によってつくられる「分断と社会的排除」に抗して、真正な共生社会づくりと社会的包摂のための実践がこれまで以上に協同労働に求められている。

しかし、「よい仕事全国集会2018」で指摘があったように、委託事業や指定管理事業が依然として多い状況(大高2018)は、労働者協同組合の仕事おこしのやむを得ない「負」の成果でもある。とはいえ、生活困窮状態に晒されている人たちを包摂することを掲げた上記原則に照らすと、委託元との関係での「分断と排除」を許している政治や社会と絶え間なく抗う社会連帯がより一層強く求められている。